

三告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定する。

その関係書類は、告示の日から令和7年3月31日まで三島町役場産業建設課において縦覧に供する。

令和7年3月13日

三島町長 矢澤源成



道路の種類	町道
路線名	別紙のとおり
占用を制限する区域	別紙のとおり
制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
占用の制限の開始の期日	令和7年4月1日